

## 鳥取県訓令第5号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

第1条 職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（任免の発令の方法）</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、行政組織の変更によらない配置換（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職（次条第2項の規定に基づく兼職を除く。）、兼務（次条第1項の規定に基づく兼務を除く。）、事務取扱、兼職解除（次条第3項の規定に基づく兼職解除を除く。）、兼務解除（次条第3項の規定に基づく兼務解除を除く。）、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修、研修解除、育児短時間勤務承認、育児短時間勤務期間延長、育児短時間勤務失効、育児短時間勤務取消又は育児短時間勤務変更承認の発令については口頭による伝達をもって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法で</p>	<p>（任免の発令の方法）</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、行政組織の変更によらない配置換（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修、研修解除、育児短時間勤務承認、育児短時間勤務期間延長、育児短時間勤務失効、育児短時間勤務取消又は育児短時間勤務変更承認の発令については口頭による伝達をもって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法で</p>

効、育児短時間勤務取消又は育児短時間勤務変更承認の発令については口頭による伝達をもって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達をもってこれに代えることができる。

（兼務又は兼職の発令の特例）

第3条 別表第1の左欄に掲げる職員は、現所属部課所に勤務を命ぜられたまま、又は現に有する職を保有したまま同表の右欄に掲げる所属部課所の兼務を命ぜられたものとする。

2 前項の兼務を命ぜられた職員（東部福祉事務所、中部福祉事務所、西部福祉事務所、日野福祉事務所、鳥取保健所、倉吉保健所、米子保健所又は日野保健所の所属部課所の兼務を命ぜられたものを除く。）であって次の各号に掲げるものは、それぞれに定める職の兼職を命ぜられたものとする。

（1）行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 理事監

（2）行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 参事監

（3）行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 参事

（4）行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもの及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 主幹

（5）行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもの及び他の給料表の適用を受ける職員でこれに相当するもの 副主幹

3 第1項又は前項に掲げる職員は、配置換その他の事由により別表第1の左欄に掲げる職員でなくなったときは、第1項の規定による兼務又は前項の規定による兼職が解かれたものとする。

（任免の発令の形式）

第4条 職員の任免の発令の形式は、別表第2のとおりとする。

（人事異動通知書の送付）

あって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達をもってこれに代えることができる。

（任免の発令の形式）

第3条 職員の任免の発令の形式は、別表のとおりとする。

（人事異動通知書の送付）

第5条 略

別表（第4条関係）

職員の任免の発令  
の形式

第1 一般職の職員（臨  
時的任用職員及び非常  
勤職員を除く。）の場  
合

1～15 略

16 免職（地方公務員

法第22条第1項の規

定による条件附採用

の期間にある職員

が、当該期間（延長

した場合は当該延長

した期間を含む。）

においてその職務を

良好な成績で遂行し

なかったため、免職

する場合）

地方公務員法第22条

第1項の規定による

条件附採用の期間中

その職務を良好な成

績で遂行しなかった

ので免職する

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 略

34 略

第4条 略

別表（第3条関係）

職員の任免の発令  
の形式

第1 一般職の職員（臨  
時的任用職員及び非常  
勤職員を除く。）の場  
合

1～15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 略

35 略  
36 略  
37 略  
38 略  
39 略  
40 略  
41 略  
42 略  
43 略  
44 略  
45 略  
46 略  
47 略  
48 略  
49 略  
50 略  
51 略  
52 略  
53 略  
54 略  
55 略  
56 略  
57 略  
 第 2 ～ 第 5 略

34 略  
35 略  
36 略  
37 略  
38 略  
39 略  
40 略  
41 略  
42 略  
43 略  
44 略  
45 略  
46 略  
47 略  
48 略  
49 略  
50 略  
51 略  
52 略  
53 略  
54 略  
55 略  
56 略  
 第 2 ～ 第 5 略

第 3 号様式（第 5 条関係）

人事異動通知書

発令者	発令日	職員コード	氏名	現職名	異動種目	異動内容

第 3 号様式（第 4 条関係）

人事異動通知書

氏名	職員コード	
	現職	
異動種目		
異動内容		
上記のとおり発令されたので通知する。		
年 月 日		
鳥取県総務部長		
履歴書	給与原簿	照合

第 2 条 職員の任免発令規程の一部を次のように改正する。

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1（第 3 条関係）

兼務の対象となる職員			兼務する所属部課所	
統轄監	総務課	課長	防災局	

	総務課	総務企画担当の職員	統轄監県政推進課、統轄監広報課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部県民課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課
	広報課	課長	防災局
防災局	防災チーム	総務担当の職員	防災局危機管理チーム、防災局消防チーム
		企画担当の主幹	消防防災航空センター
総務部	財政課	課長	防災局
	関西本部	観光・情報発信チームの主事	総務部名古屋本部
	行財政改革局財源確保推進課	債権管理担当の職員	総務部税務課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、農林水産部経営支援課、農林水産部森林・林業総室、県土整備部空港港湾課、東部総合事務所福祉保健局、東部総合事務所生活環境局、東部総合事務所農林局、東部総合事務所県土整備局、中部総合事務所県土整備局
企画部	企画課	課長	防災局
		総務担当の職員	企画部青少年・文教課、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、企画部地域づくり支援局移住定住促進課、企画部地域づくり支援局中山間地域振興課、企画部地域づくり支援局協働連携推進課、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課
文化観光局	文化政策課	課長	防災局
福祉保健部	福祉保健課	課長	防災局
		企画総務室総務担当の職員	福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部子ども発達支援課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て支援総室、福祉保健部医療政策課、福祉保健部医療指導課、福祉保健部健康政策課
生活環境部	環境立県推進課	課長	防災局
		総務担当の職員	生活環境部水・大気環境課、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、生活環境部くらしの安心局住

			宅政策課
	公園自然課	自然公園担当の職員 (副主幹及び主事に限る。)	生活環境部砂丘事務所
		緑地公園担当の職員 (課長補佐に限る。)	生活環境部砂丘事務所
商工労働部	商工政策室	室長	防災局
		室長及び筆頭主幹を除くすべての職員	商工労働部経済通商総室、商工労働部雇用人材総室、商工労働部産業振興総室、商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課
農林水産部		参事(評価制度・試験研究の企画調整を担当する者に限る。)	商工労働部
	農政課	課長	防災局
		総務担当の職員	農林水産部農業大学校、農林水産部経営支援課、農林水産部生産振興課、農林水産部畜産課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部森林・林業総室、農林水産部全国豊かな海づくり大会推進課、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場、農林水産部農林総合研究所林業試験場、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課
		企画調整室の室長補佐	商工労働部産業振興総室
	生産振興課	課長補佐(振興調整担当の主幹を兼ねる者を除く。)	商工労働部産業振興総室
	農林総合研究所企画総務部	総務担当の職員(農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場又は農林水産部農林総合研究所林業試験場に駐在する職員を除く。)	農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場、農林水産部農林総合研究所林業試験場

	農林総合研究所 企画総務部	技術普及室長	商工労働部
県土整備部	県土総務課	総務担当の職員	県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、 県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土 整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課
	技術企画課	課長	防災局
		用地室の職員	鳥取県収用委員会事務局
	道路企画課	路政担当の職員	県土整備部道路建設課
空港港湾課	漁港系の副主幹	農林水産部水産振興局水産課	
商工労働部 兼農林水産 部	市場開拓局市場 開拓課	課長補佐	商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推 進課
行政監察監	行政監察課	課長補佐	行政監察監工事検査課
	公益法人・団体 指導課	公益法人担当の主幹	行政監察監行政監察課
会計管理者	庶務集中局集中 業務課	集中化業務担当及び 物品・契約室契約担 当の職員	統轄監総務課、統轄監県政推進課、統轄監広報 課、防災局防災チーム、防災局危機管理チーム、 防災局消防チーム、総務部財政課、総務部政策法 務課、総務部県民課、総務部税務課、総務部営繕 課、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財 政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財 源確保推進課、総務部行財政改革局福利厚生課、 総務部人権局人権・同和对策課、企画部企画課、 企画部青少年・文教課、企画部統計課、企画部男 女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地 域づくり支援局自治振興課、企画部地域づくり支 援局移住定住促進課、企画部地域づくり支援局中 山間地域振興課、企画部地域づくり支援局協働連 携推進課、企画部地域づくり支援局交通政策課、 文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、 文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進 課、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部障がい福 祉課、福祉保健部子ども発達支援課、福祉保健部 長寿社会課、福祉保健部子育て支援総室、福祉保 健部医療政策課、福祉保健部医療指導課、福祉保 健部健康政策課、生活環境部環境立県推進課、生 活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会 推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境 部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境 部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境 部くらしの安心局住宅政策課、商工労働部商工政 策室、商工労働部経済通商総室、商工労働部雇用 人材総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部 農政課、農林水産部経営支援課、農林水産部生産 振興課、農林水産部畜産課、農林水産部農地・水

			保全課、農林水産部森林・林業総室、農林水産部全国豊かな海づくり大会推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課、会計管理者会計局、労働委員会事務局
東部総合事務所	県民局	企画総務課総務会計担当の職員	東部総合事務所県税局、東部総合事務所福祉保健局、東部総合事務所生活環境局、東部総合事務所農林局、東部総合事務所県土整備局、福祉相談センター、鳥取看護専門学校、鳥取療育園、精神保健福祉センター
	福祉保健局	福祉企画課の職員	東部福祉事務所、鳥取保健所
		福祉支援課の職員	東部福祉事務所
		障がい者支援課の職員	東部福祉事務所、鳥取保健所、東部身体障害者更生相談所、東部知的障害者更生相談所
		健康支援課の職員	鳥取保健所
		福祉企画課企画総務係長	福祉相談センター、鳥取療育園、鳥取看護専門学校、精神保健福祉センター
	生活環境局	環境・循環推進課の職員	鳥取保健所
		生活安全課の職員	鳥取保健所
	農林局	副局長	東部総合事務所県民局
		農林業振興課生産流通担当の課長補佐兼主幹	東部総合事務所県民局
		鳥取農業改良普及所の次長	東部総合事務所県民局
	県土整備局	建設総務課の職員（課長、課長補佐及び建設業系の職員に限る。）	東部総合事務所生活環境局、東部総合事務所農林局
		車庫長、副車庫長、現業技術員（運転業務に従事する職員に限る。）	東部総合事務所生活環境局
	八頭総合事務所	県民局	企画県民課総務会計担当の職員
		企画県民課地域振興室長	東部総合事務所県民局
農林局		副局長	東部総合事務所県民局

		農業振興課生産流通担当の課長補佐兼主幹	東部総合事務所県民局
		八頭農業改良普及所長	東部総合事務所県民局
	県土整備局	建設総務課の職員（課長、課長補佐及び建設業系の職員に限る。）	八頭総合事務所農林局
中部総合事務所	県民局	企画総務課総務会計担当の職員	中部総合事務所県税局、中部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所生活環境局、中部総合事務所農林局、中部総合事務所県土整備局
	福祉保健局	福祉企画課の職員	中部福祉事務所、倉吉保健所
		福祉支援課の職員	中部福祉事務所
		障がい者支援課の職員（課長及び心と女性の相談室の職員を除く。）	中部福祉事務所、倉吉保健所、中部身体障害者更生相談所、中部知的障害者更生相談所
		障がい者支援課の職員（課長及び心と女性の相談室の職員に限る。）	中部福祉事務所、倉吉保健所、中部身体障害者更生相談所、中部知的障害者更生相談所、婦人相談所
		健康支援課の職員（診療放射線技師を除く。）	倉吉保健所
		健康支援課の職員（診療放射線技師に限る。）	東部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局、鳥取保健所、倉吉保健所、米子保健所、日野保健所
	生活環境局	環境・循環推進課の職員	倉吉保健所
		生活安全課の職員	倉吉保健所
	農林局	副局長	中部総合事務所県民局
		農業振興課生産流通担当の課長補佐兼主幹	中部総合事務所県民局
		倉吉農業改良普及所の次長、東伯農業改良普及所の次長	中部総合事務所県民局
	県土整備局	建設総務課の職員（課長、課長補佐、建設業系の職員に限る。）	中部総合事務所生活環境局、中部総合事務所農林局
		車庫長、副車庫長、現業技術員（運転業務に従事する職員に	中部総合事務所県民局、中部総合事務所生活環境局、皆成学園、中部療育園

		限る。)	
西部総合事務所	県民局	庶務会計課の職員	西部総合事務所県税局、西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所県土整備局、米子児童相談所
	福祉保健局	福祉企画課の職員 (企画総務係長を除く。)	西部福祉事務所、米子保健所
		福祉企画課企画総務係長	西部福祉事務所、米子保健所、米子児童相談所
		福祉支援課の職員	西部福祉事務所
		障がい者支援課の職員 (課長及び心と女性の相談室の職員を除く。)	西部福祉事務所、米子保健所、西部身体障害者更生相談所、西部知的障害者更生相談所
		障がい者支援課の職員 (課長及び心と女性の相談室の職員に限る。)	西部福祉事務所、米子保健所、婦人相談所
		健康支援課の職員	米子保健所
	生活環境局	環境・循環推進課の職員	米子保健所
		生活安全課の職員	米子保健所
	農林局	副局長	西部総合事務所県民局
		農林業振興課生産流通担当の課長補佐兼主幹	西部総合事務所県民局
		米子農業改良普及所の次長及び大山農業改良普及所の次長	西部総合事務所県民局
	県土整備局	建設総務課の職員 (課長、課長補佐及び建設業系の職員に限る。)	西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局
		車庫長、副車庫長及び現業技術員 (運転業務に従事する職員に限る。)	西部総合事務所県民局、西部総合事務所生活環境局、日野総合事務所福祉保健局
	日野総合事務所	県民局	企画県民室の職員 (室長補佐及び郡民の窓口担当の職員に限る。)
庶務会計チームの職員			日野総合事務所福祉保健局、日野総合事務所農林局、日野総合事務所県土整備局
福祉保健局		福祉保健課の職員	日野福祉事務所、日野保健所

		(保健衛生係の職員を除く。)	
		福祉保健課の職員 (保健衛生係の職員に限る。)	日野保健所
	県土整備局	建設総務課の職員 (課長、課長補佐及び建設業係の職員に限る。)	日野総合事務所農林局
		車庫長、副車庫長及び現業技術員(運転業務に従事する職員に限る。)	日野総合事務所県民局
福祉相談センター		すべての職員	中央児童相談所、婦人相談所
鳥取療育園		園長	中部療育園
倉吉総合看護専門学校		次長及び主事	中部療育園、保育専門学院
水産試験場		総務担当の職員(主事及び運転業務を行う現業技術員に限る。)	境港水産事務所

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。